

国民年金システム標準化研究会 ワーキングチーム(第2回)
議事要旨

日時：令和3年11月11日(木) 10:00~12:00
場所：オンライン開催

出席者(敬称略)
(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室	代表取締役
立石 亨	公益社団法人 国民健康保険中央会	調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課	国民年金担当課長
丸山 由紀	江戸川区生活振興部地域振興課	国民年金係 係長
幸野 利彦	高松市市民政策局市民課	係長
江尻 紀子	高岡市福祉保健部保険年金課後期高齢者医療・年金係	係長
小川 斐花	下野市市民生活部市民課保険年金グループ	主事

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
田尻 和広	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
和田 大	日本年金機構国民年金部適用グループ長
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ参事役
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
- (2) 機能要件における論点討議
- (3) 帳票要件における論点討議
- (4) 今後の進め方について
- (5) その他

3. 閉会

【意見交換(概要)】

(2) 機能要件における論点討議

- 業務フロー策定基準と討議事項の関係を明確にしたい。討議事項はどのように導出したのか。(構成員)
- 大前提として、これまでに議論・検討したツリー図・業務フローに基づいて機能要件と帳票要件を整理している。機能要件及び帳票要件に対するご意見のうち、要件としてどう整理するか検討が必要となる事項を整理及び集約し、討議事項を導出している。(事務局)
- 機能要件から直接討議事項を導出するのではなく、業務の観点から整理を行うべきではないか。機能要件の観点からでは、結果的にすべての機能が必要と判断される恐れがある。本来であれば、業務フロー策定基準に則して業務全体の改善を行うことが望ましいものの、現実的な作業日程等を踏まえると難しいようであれば、考え方を整理した上で、討議を進めるべきではないか。業務フロー策定基準の位置づけが分かりづらくなる。(構成員)
- 業務フロー策定基準に則してあるべき業務フローの修正は進めており、当該業務フローに従って機能要件・帳票要件の整理を行っている。ご指摘いただいた通り、業務フローのあるべき姿を考慮して機能単位で要・不要の整理を進めさせていただければと考える。(事務局)
- 現実的な作業日程等を踏まえると今の進め方になると理解した。(構成員)
- 「1-2 要件種別の判断基準」について、①から④までを標準化範囲内の機能として定めているが、①から③までではないか。(オブザーバー)
- 標準化として議論すべき範囲は①から④であるが、標準仕様書に機能として記載する範囲としては①から③という点ではご指摘のとおりである。(事務局)
- 討議事項「共通①年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱方針」について、一覧表の実態を踏まえたうえで自治体が国民年金システムに登録する対象について議論したい。例えば、3番「資格関係等の処理結果」には、7番「免除申請承認(却下)通知書発行一覧表」から12番「居所未登録整理結果通知書」の情報を一部含んでいる。年金機構としても重複した情報の送付は避けたいため、現状自治体に登録している情報の対象を確認したい。確認したのち、システム的な制約を踏まえたうえで標準化の範囲で対応できること、標準化後に対応することを協議・検討できればと考え

ている。(オブザーバー)

- 3番「資格関係等の処理結果」には年金機構の異動処理すべての結果が格納され、7番「免除申請承認(却下)通知書発行一覧表」から12番「居所未登録整理結果通知書」には自治体が本当に欲しい(自治体用に作成された)処分にかかる結果が格納されている。3番「資格関係等の処理結果」には自治体の報告にもとづいて機構が処理した情報も含まれるため、大半の自治体は、おそらくその半分程度の情報しか利用していないが、7番「免除申請承認(却下)通知書発行一覧表」から12番「居所未登録整理結果通知書」の情報については不要な部分はなく、自治体は全量を利用しているはずである。なお、3番「資格関係等の処理結果」、4番「第1号・第3号被保険者資格喪失一覧」、7番「免除申請承認(却下)通知書発行一覧表」そして8番「学生納付特例承認(却下)通知書発行一覧表」は年金機構から電子媒体でいただいているため、これらの対象について1つずつ手入力している自治体は少ないと思われる。もし連携パターン①(電子媒体授受による連携)に該当する対象が電子媒体で提供いただけるのであれば自治体の業務負荷低減に繋がると思うが、将来的に電子媒体で提供いただけると考えて良いか。(構成員)
- 国民年金システムの標準化は、令和7年度末までにシステム化対応できる範囲内で業務フロー及び機能・帳票の整理を進めているため、年金機構が当該期間内に紙媒体を電子媒体として提供できるならば標準化の範囲として取り込んでいくことが妥当と考える。一方で、当該対応が難しい場合には期間内で対応可能な範囲を見定め、これに基づいて業務フロー等の整理を進めていくことになると思う。(事務局)
- 年金局としても、紙媒体を将来的に電子媒体で提供したいという思いはあるが、今回の標準化において年金機構が重複範囲まで含めた電子化対応を取りまとめることは厳しいと考えている。仮に電子化対応を取りまとめたとしても、令和7年度までに自治体側と連動した対応も完了している必要があり、これらすべてを期限内に擦り合わせて実行することは難しいと考える。本討議事項については、紙媒体の電子媒体化だけでなくネットワーク経由での送受信要望もあるかと思われる。連携方法として可能なことあるいは不可能なことを協議・検討したうえで標準化対象を見定めるとともに、一方で令和7年度を超えた時間軸も見据えて引き続き検討させていただけ

ればと考えている。(オブザーバー)

- 今回の標準仕様書の整理後、当該標準仕様書に基づいて標準性能の適合性が確認された場合、国民年金システムはガバメントクラウド上に構築される。構築後、令和5年度から移行が開始され、令和7年度に移行終了というスケジュールになっている。標準性能の適合性確認は標準仕様書に則して実施されるため、標準仕様書上での記載の仕方又は記載タイミングにより、電子データ連携にかかる適合性確認を上手くコントロールしながら国民年金システムへの実装に間に合わせる事が可能ではないか。(オブザーバー)
- 自治体の業務において、紙媒体/電子媒体の影響を最も受けるのは資格取得の入力にかかる業務である。ほとんどの自治体は5番「20歳到達者一覧」又は6番「適用勸奨対象・職権適用対象者一覧」の紙媒体を目視しながら手作業でシステムに登録していると思われるため、もしこれら一覧が電子媒体で連携された場合は業務負荷がかなり低減される。紙媒体/電子媒体の論点は標準化に大きな影響を与えるため、いずれを前提として議論を進めるのかできるだけ明確にしていきたい。当該論点は、住民記録システム及び住民税システムとの連携でも同じことである。あらためて情報提供をお願いしたい。(構成員)
- デジタル庁では標準化の目的を踏まえ、標準化を契機にオンライン化できるものは極力オンライン化を図りたいと考えている。可能であれば、オンライン化を前提とした標準仕様書をぜひ検討いただきたい。(オブザーバー)
- 電子化とともにオンライン化はもっとも望ましい形の一つと考える。電子媒体の管理に非常に苦勞しているという話も伺っており、ぜひオンライン化を実現したいという思いはある。ただ、自治体にオンライン経由でデータを提供する場合にはデータ量が非常に多くなるという性質があり、当該性質を解消する回線の確保見込みは立っていないため、公共サービスメッシュに大きな期待を寄せているというのが現状である。これらを踏まえ、令和7年度末に対応可能な打ち手としては、自治体の業務負荷低減に資する紙媒体を識別して電子媒体化することと考えており、互いにメリットのあるシステムを如何に構築するかという方向で議論を進めたい。電子媒体化については、年金機構からのご説明のとおり、重複するデータの電子媒体化は避けたいと考えている。もし3番「資格関係等の処理結果」に重複するデータ

が含まれているならば、7番「免除申請承認（却下）通知書発行一覧表」から12番「居所未登録整理結果通知書」で該当するデータを落とすことは可能か、そのような議論をさせていただきたい。（オブザーバー）

- これまでのご意見を踏まえ、令和7年度末までのオンライン化はかなり難しいと思われる。今後は電子媒体化の対象を整理させていただき、少なくとも電子媒体で業務を実施できるように議論を進めることが今回の標準化の目指す方向かと考える。具体的なスケジュール感やスコープについては今後整理・提示させていただければと思っている。（事務局）
- 方向性に異論はないが、DBにおけるデータの持ち方について方向性を示していただきたい。例えば、各対象で重複・跨って使われるデータの紐づけ・ユニーク化を図るなどの方向性を機能要件に定めていただくことで、必要な情報が1つのデータから取得することが可能となる。当該方向性も目指すべき姿として示していただければと考える。オンラインにおける電子データの連携を目標としつつ、インフラ整備も含めた対応は別途検討する必要があると認識している。（オブザーバー）
- データに関しては本事業の対象外であり、デジタル庁がデータ整合性などを整理した後に標準仕様書の議論を進めていくと考えていたが、データにかかる進め方について教えていただきたい。（構成員）
- データ要件及びデータ連携の要件定義はデジタル庁側で整理することになっているが、これらの整理には、国民年金システムとして定義されている機能要件が前提にあることをご理解いただきたい。（オブザーバー）
- デジタル庁では17業務間でデータの整合性を保って業務を実施できるようにデータの整理を進めている。例えば住所の表記の仕方について、住民票住所・連絡先住所・送付先住所がそれぞれ異なる場合には各業務で整合性を担保できるように横並びで整理を行う。データの型・桁数・表現方法の整理を行うのがデジタル庁の役割とご理解いただきたい。なお、機能要件においてインプット・アウトプット情報を整理する中で、重複するデータの識別がなされ、電子媒体化にかかる議論の一助となると考えている。（オブザーバー）
- 国民年金システムとしては、機能要件の中で必要な情報を一定程度明らかにする必要はあると考える。なお、17業務間のデータの整合性については、横並び確認などを通じてデジタル庁にリードしていただく。（事務局）
- 第1回の研究会にてデータ要件は対象外としているが、機能面で必要なデ

ータは整理する必要があるのではないか。（構成員）

- データの管理項目は標準仕様書の機能要件上に記載していただければ良い。年金機構から連携されるデータ項目のうち、国民年金システムとして必要な項目を議論し、機能要件に記載いただければ、デジタル庁がデータ要件の定義整理を進めていく。（オブザーバー）
- 今回の標準化にて連携項目として要件とする項目と将来的にオンライン化される際の連携項目は分けて考える必要があり、後者については、インフラ整備のスケジュール感も考慮し、今後検討することになると考える。（オブザーバー）
- 前者については、例えば参考4「機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧」のNo.6に項目を列挙しているとおおり、業務上必要となる主要な項目を各機能に記載する想定である。（事務局）
- アウトプットとして、管理項目一覧のようなものが必要と考えるべきか。（構成員）
- そういった形式での整理は想定しておらず、機能単位で必要な情報を記載する整理を予定している。（事務局）
- 17 業務の各標準仕様書において、データにかかる定義をどの程度記載すべきか明確に整理されてないように見受けられる。（構成員）
- 業務としてインプット情報・処理内容・アウトプット情報を定義いただければ十分と考えている。業務でどのようなデータを利用しているかは自治体側でしか知りえないため、当該データを整理いただければよいと考えている。IFについては、データの表現・型・桁について17業務分が横並びで出揃った後、デジタル庁が責任をもって対応する。（オブザーバー）
- 17 業務全ての標準仕様が出揃った後でデータにかかる要件の取りまとめを始めるスケジュールリングとなっているのか。今回の成果物にIPOのIOにあたる記載がある程度あれば問題ないという認識でよいか。（構成員）
- ご認識の通り。（オブザーバー）
- 議論を踏まえ、機能単位で必要な項目の整理を進めていく。参考4「機能・帳票要件（案）に対するご意見一覧」では項目を管理項目として整理しているため、成果物としては当該内容の精査・ブラッシュアップを進める形となる。（事務局）

- 討議事項「共通②住民税システムと国民年金等システムとの連携方針」について、国民年金として必要な情報を必要に応じて参照する形で整理させていただく。（事務局）

- 討議事項「共通③住民記録システムと国民年金等システムとの連携方針」について、当自治体ではリアルタイムで住基情報を閲覧可能である。転入と同時に世帯状況が変わるタイミングで国民年金の登録・切替えをしていただくことが多いため、住民サービスを考えた場合にリアルタイムでの反映が好ましいと考えている。（構成員）
- 当自治体ではほぼリアルタイムで情報を参照できる。現状の国民年金システムには住基情報を保有しており、当該システムの情報を夜間のバッチ処理で更新している。できればリアルタイムで住基情報を参照したい。今回の考え方として、国民年金システムのDBには住基情報にかかる項目を持たず、常に住民記録システムの情報を参照するというのをイメージしているか。（構成員）
- 今回の論点はまさにそこかと考えている。中核市規模における利用を想定した場合、こういった連携が標準仕様として好ましいか討議したい。リアルタイム連携は要件として求められると考えるが、当該討議事項は17業務間の連携にも通じるものであり、デジタル庁からご意見・ポリシーがあればご教示いただきたい。（事務局）
- デジタル庁ではデータ要件と併せて連携要件を定めていくが、当該連携要件の中ではタイミング（リアル、バッチ）にかかる内容の定義も検討している。例えば、住民記録システムとのデータ関係について、機能要件の中でリアルタイムと明記されていれば、連携要件にはその旨定めていく形になる。（オブザーバー）
- 当該問題については3つのポイントがあると考えます。1点目は、SOE (System Of Engagement) 、SOR (System Of Record) の考え方に基づけば不必要に個人情報情報を分散保有しないシステム体系とし、必要ないならば住基情報を国民年金システム上に保有すべきではないと考える。2点目は、保有しないのであればリアルタイムで住民記録システムを参照することとなるが、住民記録システム側の情報更新がそもそもリアルタイムで実施されているかを確認する必要がある。3点目は、国民年金システム側で住基情報などを個別

に保有する必要があるか確認すべきと考える。なお、介護保険や障害者福祉では、特定の項目については個別に住基情報を保有する構造になっている。資格管理時に住基情報だけでは情報が不足しているため、バッチ処理で住基情報を更新しながら関連するデータをセットで管理している。これら3点を確認する必要があると考える。（オブザーバー）

- 政令指定都市などの人口規模によっては、国民年金システムが住民記録システムを参照する際の負荷の観点から、性能面の問題も加味していただきたい。まずは、国民年金の業務としてリアルタイムが必要かどうか判断したうえで協議・検討をしてほしい。（オブザーバー）
- 業務的な観点として、住基情報のリアルタイム連携の可否及び国民年金システム側での個別保有の必要性について、機能要件の項目定義の中で明らかにしていく。また、ベンダーのシステム目線からのご意見をいただく必要もあるかと考える。住基情報のリアルタイム連携を前提として、ベンダー分科会でも討議させていただければと思料するが如何か。（事務局）
- 性能面の発言について補足させていただく。レスポンスが遅延し、性能面でSLAを満たせない場合、ハード面で改善を図る必要があるかもしれない。SLAとの関係性を勘案しながら性能面の整理を進めるとともに、標準仕様書にはSLAについての記載も必要と考える。（オブザーバー）
- SLAについては非機能要件の中で整理を進めていくことになるかと考える。国民年金業務として定義・配慮しなければいけない部分はあるものの、基本的には介護保険と同じ考え方定義を進めていければと考えている。（事務局）
- 討議事項「共通④生活保護システムと国民年金等システムとの連携方針」について、基本的にはリアルタイム連携で整理を進めていくが、具体的な連携方法についてはベンダーからのご意見も加味しながら整理を進めていくこととする。（事務局）
- 討議事項「共通⑤一括処理に関する要望・要件」について、当自治体では、利用プロセスについて一括処理で業務を実施したいという要望は特段ない。（構成員）
- 一覧表を受領した場合、それぞれの業務プロセスで一括処理が完了しなければ次の業務プロセスに進めないように読み取れるが、実際の業務プロセ

スでは個人ごとに処理をするのではないか。(オブザーバー)

- 大規模自治体では一括処理した方が早いため、業務プロセスには一括処理も含めて記載をしていると理解しているが、基本はリアルタイム処理をベースとすべきである。大規模自治体においてリアルタイム処理が上手くいかない場合に必要なオプション機能は何かという観点で整理すべき。これを踏まえると将来的には一括処理のバッチ処理はなくす方向で整理を進めるべきと考える。(構成員)
- 一括処理についてのニーズはあまり高くないため、あるべき姿はリアルタイムとして整理する。機能要件では、一括処理の優先度を下げて仕様を検討する。(事務局)
- 討議事項「共通⑥過去の情報の管理範囲」について、当自治体では、事務処理基準に則した保存年限を遵守している。年金局からの依頼により、年金生活者支援給付金に関する所得情報等データ(71通知)の保存期間は3年間としている。(構成員)
- 年金機構側で履歴管理しているデータについては、市区町村側の履歴管理は原則最低限とすべきと考える。(構成員)
- いただいたご意見に基づく考え方を基本とし、整理を進める。(事務局)
- 討議事項「個別①DV等支援措置対象者の管理に関する機能への要望・要件」について、当自治体では、住民記録システムと連携してアラートがポップアップ表示されるため、当該気付きを与える機能は必要かと考える。(構成員)
- アラート機能については機能要件に定義する必要があるが、当該機能をどのように表示するのか(ポップアップ・モーダル・色付き)は複数の実現方法があるが、どのように表示するかは事業者の判断で実装されることが適当と考える。(オブザーバー)
- 本日は会議の終了時刻が過ぎたため、「(3)帳票要件における論点討議」については、今後の進め方を事務局にて持ち帰りとし、協議結果を構成員方々にご連絡させていただきたい。「(4)今後の進め方」については、P.4「2.標準仕様書(素案)作成に向けた進め方」及びP.5「3.意見照会(12月下旬~2月上旬)の考え方」にてご確認いただきたい。(事務局)

- 「共通⑤一括処理に関する要望・要件」では、市区町村側から年金機構側に情報が連携されていると理解している。一方「共通①年金機構が管理する情報の国民年金等システムにおける取扱方針」のオンライン連携 3 パターンはいずれも年金機構側から市区町村側に情報が連携されているため、市区町村-年金機構間の双方向通信であると理解した。もしインフラが整備されていない場合には、市区町村側から年金機構側への提供は紙媒体/電子媒体になってしまうため、双方向通信に向けたインフラ構築についても整理いただきたいと考えている。（オブザーバー）
- 「共通⑤一括処理に関する要望・要件」におけるリアルタイム処理の話は、あくまで国民年金システムに閉じた話と個人的に考えている。双方向の連携を意識して最終的にどういった形になるかは整合性を担保しながら定義する必要があるかと考えており、機能要件を最終化していく中で整理できればと考えている。（事務局）

以上